資料４

大阪府立上方演芸資料館（ワッハ上方）の平成 25 年度以降のあり方について

大阪府文化振興会議は、大阪府立上方演芸資料館（以下「ワッハ上方」という）の平成 25 年度以降のあり方について、大阪府文化振興条例第 7 条第 2 号に規定する「文化の振興に関する重要な施策」として検討し、次のとおり意見をとりまとめた。

大阪府においては、当会議の意見を十分に踏まえて、ワッハ上方の平成 25 年度以降のあり方について早急に検討をすすめ、適切な措置を講ずるべきである。

記

１　公が果たすべき機能

ワッハ上方は、上方演芸資料の収集・保存ならびに活用、すなわち展示・ライブラリー・レファレンスサービスを行っている。これらの機能は、上方演芸に関する貴重な資料の散逸を防ぐのみならず、府民が親しくこれらの資料に触れる機会を確保し、上方演芸への理解を深めてもらうことによって、資料を後世へしっかりと引き継いでいくために不可欠の機能である。

また、これらの機能は、平成 21 年の大阪府戦略本部会議でも、公が果たすべき機能として確認されたところであり、平成 25 年度以降も、公が果たすべき機能として維持されるべきである。

２　ワッハ上方の現況に対する認識

ワッハ上方は、上方演芸資料の収集・保存・活用の機能を総合的に展開している施設であり、本来、これらの機能が総合的に展開される場があることが望ましいのは論を待たない。

しかしながら、ワッハ上方は、大阪府の構造改革プラン（案）における「方向性」（平成 23 年 2 月）において、「平成 23 年度から 24 年度で目標入館者数 40 万人の達成状況等を見極め、施設の存続を判断する」こととされている。

目標入館者数 40 万人に対し実績は 23 年度で約 16 万人であり、24 年度に入っても月平均 1 万 2 千人程度と、前年度と同様のペースで推移している。加えて有料入館者数は通年で比較可能な 21 年度と比べ 23 年度はむしろ減少（20,619 人→17,161 人）しており、事業収支も、指定管理者の吉本興業の支出額が予定を大幅に上回るなど、厳しい状況にある。

こうした状況に鑑みると、ワッハ上方は、現行形態のままで現地存続することは困難であると言わざるをえない。

3　今後の検討の観点

よって、ワッハ上方のあり方について、早急に検討を進めるべきであるが、検討に際しては、厳しい現況を踏まえつつも、公の役割である「資料の収集・保存・活用」の機能を維持するとの観点から、次のようなスタンスで臨むべきである。

（1）　展示については、有料入館者の減少などの状況に鑑み、現在のあり方に対し府民の支持が得られているとは言い難い。よって、現在のようなコストのかかる展示は、廃止も含めて見直すべき。

（2）　在阪放送局の協力により音声・映像資料を府民の視聴に供している「演芸ライブラリー」については、全国的にもアーカイブス保存の必要性が指摘されていることから、放送局との連携のもと府民への提供を継続できるようにすべき。

（3）　資料に関する問い合わせ等に対応するレファレンスサービスについては、専門的な知識を有する人材を維持・確保し、収蔵資料や演芸ライブラリーの管理と一体性をもって運営していくべき。大学などとの連携の可能性も探るべき。

（4）　資料の保存・収集については、現有資料のかなりの部分がデータベース化されていないなどの状況を改善し、有効活用できるよう、データベース化をはじめ、現有資料の体系的な整理を推進すべき。

4　将来的なあり方

将来的なワッハ上方のあり方については、資料の収集・保存及び展示、ライブラリーを含む活用の機能を総合的に発揮できるような、しかるべき施設への移転も視野に、課題を整理し、検討をすすめるべきである。また、資料の活用については、大阪市はじめ市町村、大学、民間企業等との連携を検討していくべきである。

5　当面のあり方

こうした将来的なあり方の実現には、関係方面との協議・調整に相当の時間を要することから、当面の暫定的なあり方を考える必要がある。

これを行うにあたり、将来的な他施設等への移転の可能性があること、未整理資料のデータベース化が重要な課題であること、整理すべき現有資料を良好な保管環境のもとに置くべきことなどに鑑みて、暫定的措置として、YES・NAMBA ビル 7 階にある現行収蔵庫を軸として、レファレンスサービスも含めて再編することが現実的であり、望ましいものと考えられる。

その際、展示やライブラリーについても、同一箇所または他所での展開も含めて、効率的・効果的な方法を検討し講じていくべきである。